

一般社団法人日本パラフェンシング協会
アスリート委員会規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款に定める目的を達成するために専門委員会としてアスリート委員会（以下「委員会」という）を設置するにあたり、委員会の組織および運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(活動方針)

第2条 委員会は、車いすフェンシング競技に関連するあらゆる事案について、当協会に登録する競技者の意見を取りまとめ、当協会理事会に反映するとともに、競技者の育成および車いすフェンシング競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(業務内容)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申または報告する。

- (1) アンチドーピングおよびクラス分けの教育や啓発に関すること
- (2) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (3) パラリンピックムーブメントの推進活動に関すること
- (4) 新規選手の発掘並びに育成サポート環境の整備・改善に関すること
- (5) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (6) 選手のセカンドキャリアの支援に関すること
- (7) 選手のコンプライアンス啓発に関すること
- (8) 車いすフェンシング競技の社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (9) 協会主催事業に協力し車いすフェンシング競技の普及発展に寄与すること
- (10) 日本パラリンピック委員会（JPC）のアスリート委員会との協力・連携に関すること
- (11) その他選手に関すること

(委員)

第4条 委員会の委員は定数を10名以内とする。委員会には役職として、委員長1名、副委員長1名、事務局長1名、強化部会長1名、育成部会長1名、地方管轄長1名を設置する。このうち、現役競技者または競技経験者を男女各1名以上含めなければならない。

2 委員長、副委員長、事務局長、強化部会長、育成部会長、地方管轄長は、委員会の決議によって候補者が選任され、速やかに理事会によって承認される。

(任期)

第5条 第4条第2項に定める役職委員の任期は、原則として就任日より2年とし、当協会役員との任期と同じく終了する。再任を妨げないが、10年を最長とする。

(委員会)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。なお、委員会はオンライン形式での開催・出席を認める。

- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決権を有しない。
- 5 委員会の開催に当り、委員長判断により協会関係者の出席を要請することが出来る。
- 6 この規程に定めるもののほか委員会の所掌事項の実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。
- 7 委員会の議事録は開催後2週間以内に協会事務局に提出するものとする。

(部会の設置)

第7条 登録競技者の声を幅広く委員会に反映するため、委員会に「強化部会」及び「育成部会」を設置する。

- 2 「強化部会」は、当協会に登録し強化選手と認定されている競技者全員で構成する。
- 3 「育成部会」は、当協会に登録している競技者全員（強化選手を除く）で構成する。
- 4 それぞれの部会長は部会員の互選で決定する。部会長の任期は第5条に従う。
- 5 部会長は少なくとも年2回、部会の会合を招集し、部会会員の要望などを取りまとめ、当委員会に報告しなければならない。

(守秘義務・個人情報保護)

第8条 委員会に何らかの通報または会員等からの相談があった場合は、他の専門委員会や当協会理事会に報告および連携が必要な場合を除き、通報者・相談者の個人の身元氏名は第三者に公表してはならない。なお、通報者・相談者の身元を第三者に漏洩した者は懲戒委員会による処分の対象とする。

(権限)

第9条 委員会の権限は、第3条の定める範囲において以下のとおりとする。

- (1) 当協会の定款・倫理規程等に違反するもしくは疑わしい事例が発生した場合、または当協会の取り組みを阻害するような事案があった場合は、臨時委員会を開いて対処方法を検討し理事会に報告する。
- (2) 懲戒処分に相当するような事例が発生した場合は、倫理委員会、懲戒委員会と共同で対処する。

(JPC アスリート委員会との兼任)

第10条 委員会の委員長はJPCのアスリート委員会の委員との兼任を妨げない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は令和4年4月1日から施行する。

改訂履歴 2025年3月19日理事会承認（内容は2024年10月24日に遡って発効する）